

国立大学法人東京医科歯科大学における 研究活動に係る不正行為防止規則

平成27年1月22日
規則第7号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下、「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止については、関係法令、各種研究不正等に関するガイドライン、国立大学法人東京医科歯科大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る行動規範（以下「行動規範」という。）に定めるもののほか、この規則に基づき取り扱う。

(対象とする不正行為)

第2条 この規則の対象とする研究活動は、本学で行われる全ての研究活動（研究費の運営・管理を含む。以下同じ。）であり、この規則の対象とする不正行為は、次のとおりとする。

- (1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等
 - (2) 研究費の不正経理（不適切な経理を含む。以下同じ。）
- 2 前項に規定する不正行為以外に、研究活動における不適切な行為（論文の二重投稿、不適切なオーサーシップ等）として対応が必要であると最高管理責任者が判断したものについては、前項に規定する不正行為に準じて対応することができる。
- 3 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - (4) 研究費の不正経理 故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容や、これに付した条件及び学内規則等に違反した使用・経理を行うこと（実態のない謝金・給与及び旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等）。
 - (5) 論文の二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - (6) 不適切なオーサーシップ 論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること。

第2章 不正行為を防止するための体制

(基本方針・行動規範)

第3条 本学に所属する全ての構成員（教員、研究者のかく研究支援員や事務職員等、研究活動に関わる全ての構成員をいう。以下同じ。）は、基本方針及び行動規範を遵守しなければならない。

(責任体制)

第4条 本学において行われる全ての研究活動に対しては、学長が最高管理責任者、学長の指名する理事が統括管理責任者、各部局長等がコンプライアンス推進責任者として、不正行為を防止するための対策（以下「研究不正防止対策」という。）を策定・推進し、不正行為への対応を行う。なお、コンプライアンス推進責任者は、各部局等における研究倫理の向上及び公正な研究活動を推進する責任と権限をもつ研究倫理教育責任者を兼ねるものとする。

- 2 この規則において、部局長とは、別表に定める者をいう。
- 3 最高管理責任者は、次の各号の責任を負う。
 - (1) 基本方針、行動規範及びこの規則を策定・周知するとともに、本学に所属する全ての構成員に遵守させるために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対して、適切にリーダーシップを発揮する。
 - (2) 基本方針や具体的な研究不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する学内の各種委員会等において審議を行う。
 - (3) 様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
- 4 統括管理責任者は、研究不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、大学全体の具体的な対策（競争的研究費等の運営・管理に關わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画（以下「実施計画」という。）を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号の責任を負う。
 - (1) 自己の管理監督する部局等における研究不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、部局等内の研究活動に關わる全ての構成員に対し、コンプライアンス・研究倫理教育（研究費の使用ルールやそれに伴う責任、研究者に求められる倫理規範、どのような行為が不正行為に当たるのか等を理解させるための教育）を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 自己の管理監督する部局等において、構成員が、適切に研究活動を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。
 - (4) 自己の管理監督する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。
- 6 第1項に規定する各責任者は、それぞれの管理監督責任を十分理解しなければならない。管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、懲戒処分等の対象となることがある。
- 7 第1項の責任体制は、学内外へ広く周知する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、当該部局等におけるコンプライアンスの推進に関する実効的な体制を構築するため、複数のコンプライアンス推進副責任者（以下、「副責任者」という。）を指名し、前条第5項に掲げる事項を分担させることができるものとする。また、必要に応じて研究費の管理・執行に関して、当該事務組織の長を副責任者に指名することができるものとする。なお、コンプライアンス推進責任者は、副責任者の指名にあたり、役割の範囲を明確にしなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の副責任者を指名した場合、統括管理責任者に報告しなければならない。

(不正防止計画・推進委員会)

第6条 最高管理責任者の下に、本学の研究不正防止対策を審議するため、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者又は副責任者のうち統括管理責任者が指名する者で構成する、不正防止計画・推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

(研究活動不正防止計画・推進部署)

第7条 最高管理責任者の下に、研究活動不正防止計画・推進部署（以下、「推進部署」という。）を置き、統合研究機構事務部をもって充てる。

- 2 推進部署は、統括管理責任者及び委員会とともに大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、委員会の決定に従い、研究不正対策を推進するための事務処理を行う。
- 3 コンプライアンス推進責任者及び副責任者は、推進部署と連携し、不正防止に努めなければならない。
- 4 推進部署は、監査室と密接な連絡を保ちつつ、監査室の内部監査を受けるとともに、不正を発生させる要因について、大学全体の状況を体系的に整理し評価する。
- 5 推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(研究活動不正防止計画)

第8条 委員会は、研究活動不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を定め、学内外に周知しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、不正防止計画を着実に実施しなければならない。
- 3 不正防止計画の実施にあたり、統括管理責任者及び推進部署は大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する部局等において不正防止計画を推進する取組を行うとともに、取組状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 統括管理責任者は、不正防止計画の本学全体の実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 6 委員会は、コンプライアンス推進責任者からの報告に基づき、定期的に不正防止計画の見直

しを行う。

(コンプライアンス・研究倫理教育)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、当該部局内で行われる研究活動に関わる全ての構成員に、基本方針、行動規範、本規則の内容及び統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、コンプライアンス・研究倫理教育を実施する。

- 2 前項のコンプライアンス・研究倫理教育は、定期的に受講させなければならない。
- 3 第1項のコンプライアンス・研究倫理教育は、研究者、事務職員等、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努めるほか、研究活動に関わるリサーチアシスタント等やその他の学生等にも広く周知し、及びその内容を定期的に見直し、更新した内容で実施する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、第1項のコンプライアンス・研究倫理教育の受講状況及び理解度について把握に努める。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、本条第1項に定めた内容にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(誓約書)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、前条のコンプライアンス・研究倫理教育の際に受講した者から、不正行為を行わないこと、規則に反して不正行為を行った場合は本学や配分機関からの処分・法的な責任を負担すること等を明記した別に定める誓約書の提出を求める。

- 2 学長は、誓約書の提出がなければ、各種実験計画書や競争的研究等の申請、研究計画調書等を受理しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、新規採用者、転入者、大学院新入生等については、その都度、誓約書の提出を求める。

(研究データの保存、開示)

第11条 本学の教員、研究者、大学院生（以下「研究者等」という。）は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなど（以下「実験ノート」という。）の形で記録に残さなければならない。

- 2 前項の実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- 3 実験ノートは、研究活動の一次情報記録として、適切に保管しなければならない。
- 4 研究者等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等（以下「研究データ等」という。）は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、次のことに留意すること。
 - (1) 作成者、作成日時及び属性等を整備し、検索等が可能となるようにすること。
 - (2) 電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存すること。
- 5 研究者等は、研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等の資料を、原則として、当該論文等の発表後、10年間保存しなければならない。

- 6 研究者等は、研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等の「もの」を、原則として、当該論文等の発表後5年間保存しなければならない。ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料）については、この限りではない。
- 7 研究者等は、保存する研究データ等の中に、法令等により保存期間が規定または、取り決め等がある場合には、その法令等の定める期間に従わなければならぬ。ただし、法令等により規定または、取り決め等で定められた保存期間が同条に規定する保存期間より短い場合には、前2項に定める保存期間とする。
- 8 研究者等及び分野長は、論文等の形で発表した研究成果について、最高管理責任者である学長その他の求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責任を負うものとする。

（事務処理手続に関するルール）

- 第12条 推進部署は、本学における基本方針、行動規範、研究不正防止対策、不正防止計画、及び研究費に係る事務処理手続に関するルール等について、調達担当課、人事担当課等の関連部署の協力を得て、全学で統一したガイドブックを作成する。
- 2 前項のガイドブックは、必要に応じて見直し、改定しなければならない。
 - 3 第1項のガイドブックは、本学で行われる全ての研究活動に関わる学生を含めた全構成員に周知する。

（監事）

- 第13条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。
- 2 監事は、コンプライアンス推進責任者が第4条第5項第3号において実施するモニタリング（以下「モニタリング」という。）又は内部監査によって明らかになった不正発生要因の不正防止計画への反映状況及び不正防止計画の実施状況について確認し、意見を述べるものとする。

第3章 不正行為への対応

第1節 通報の受付等

（通報窓口）

- 第14条 本学における研究活動の不正行為に関する通報又は相談を学内外から受け付けるため、推進部署に通報窓口を置く。
- 2 通報窓口の名称は、研究不正通報・相談窓口とする。
 - 3 通報窓口を担当する者は、自己との利害関係にある事案に関与してはならない。
 - 4 前項の通報窓口は、書面、電話、電子メール、面会等による通報を受けることができるよう、住所、電話番号、電子メールアドレスを学内外に公表・周知しなければならない。
 - 5 構成員は、第2条第1項及び第2項に定める不正行為又は研究活動における不適切な行為の疑いを職務上認識した場合、通報窓口に通報しなければならない。

(通報の受付)

- 第15条 推進部署は前条の通報窓口で通報を受けた場合、速やかに統括管理責任者に報告する。
- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者へ報告したうえで、被通報者が所属するコンプライアンス推進責任者へ連絡する。ただし、コンプライアンス推進責任者が被通報者である場合には、当該通報に関するコンプライアンス推進責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り扱う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、統括管理責任者が被通報者の場合には推進部署は最高管理責任者に報告し、当該通報に関する統括管理責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り扱う。
- 4 通報が他の研究機関等が調査を行うべき内容であった場合は、通報窓口は通報を該当する研究機関等へ回付する。また、他の研究機関等から回付されてきた通報は、本学に通報があったものとして前3項のとおり取り扱う。
- 5 学会等の科学コミュニティ、報道又は会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合（インターネット上での指摘を通報窓口が確認した場合を含む。）は、通報があつたものとみなし、第1項、第2項及び次条第2項に準じて取り扱う。この場合、指摘を受けた者は、速やかに通報窓口に連絡するものとする。
- 6 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談については第1項及び第2項に準じて取り扱う。また、連絡を受けたコンプライアンス推進責任者は、内容に相当の理由があると判断した場合には、被通報者に書面にて警告を行う。
- 7 書面による通報等、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報者に受け付けたことを通知する。

(通報者・被通報者の取扱い)

- 第16条 通報を受けた通報窓口担当者等、通報内容、通報者の秘密を守らなければならない。
- 2 予備調査及び本調査を行う場合は、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、副責任者及び本通報に係る調査委員等をいう。）以外に漏えいしないよう、調査関係者は秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。
- 4 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。
- 5 最高管理責任者は、誹謗中傷等から被通報者を保護する方策を講じる。

第2節 通報に対する調査体制・方法

(調査対象とすべき通報の要件)

- 第17条 悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えること

を目的とする意思。以下同じ。)に基づく通報を防止するため、また、必要に応じて調査への協力を求めるため、次の各号に合致する通報(学会等の科学コミュニティ、報道又は会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合を含む。)を調査対象とする。

- (1) 原則として、通報者の氏名等を明らかにして行う通報であること。
- (2) 不正行為に関与した者(研究者、業者等)、不正が行われた時期(事業年度等)、不正行為の態様等、事案の内容等、調査対象が特定できること。
- (3) 不正とする合理的な根拠が示されていること。

2 前項の規定にかかわらず、匿名による申立て等があった場合、申立ての内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じて取り扱うことができるものとする。

(予備調査)

第18条 最高管理責任者は、通報を受け付けた日から起算して30日以内に、統括管理責任者に予備調査を行わせ、本調査の要否を決定する。

- 2 前項の予備調査は、統括管理責任者が次の事項について調査し、最高管理責任者に報告する。
 - (1) 通報の際に示された科学的理由の論理性
 - (2) 通報内容の合理性、調査可能性
 - (3) 通報された行為が行われた可能性
- 3 統括管理責任者は、前項に掲げる予備調査を実施するため教職員からなる予備調査委員会を設置することができる。
- 4 予備調査委員会は、最高管理責任者の指名した者によって構成する。
- 5 前項にかかわらず、最高管理責任者は、次条に定める調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。
- 6 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、通報者からのヒアリング及び通報された事案に係る資料の精査により行うものとする。
- 7 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対してヒアリングを行うことができる。
- 8 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに通報者に通知する。
- 9 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、通報者及び被通報者にその旨を通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、調査を行うことを当該所属機関にも通知する。
- 10 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
- 11 前項の規定にかかわらず、研究費の不正経理に係る事案については、最高管理責任者は、本調査を行うか否かを、通報を受け付けた日から起算して30日以内に、配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第19条 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、本調査の実施を決定した場合には、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次に掲げる調査委員で構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 被通報者が所属する部局のコンプライアンス推進責任者または、案件により被通報者の研究活動及び研究費の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ他のコンプライアンス責任者
 - (3) その他の理事又は職員
 - (4) 外部有識者
- 3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 第2項第4号の委員の数は、調査委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 5 全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(委員構成に対する異議申立て)

第20条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 通報者及び被通報者は、調査委員の構成等について、前項の通知を受けた日から起算して14日以内に異議申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合には調査委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者に通知する。

(本調査)

第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定の日から起算して概ね30日以内に調査を開始する。

- 2 最高管理責任者は、研究費の不正経理に係る調査については、調査の実施に関し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮しなければならない。
- 4 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請、経理に関する資料等により調査を行う。この場合において、被通報者の弁明を聴取する機会を設ける。
- 5 調査委員会が被通報者に再実験等により再現性を示すことを求める場合、あるいは被通報者が自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督のもとを行うこととする。
- 6 通報者、被通報者等の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。また、他の研究機関等から調査協力を要請された場合は、本学は誠実に協力する。

(証拠の保全措置)

第22条 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、通報された事案に係る研究活動が行われたのが本学以外の研

究機関であるときは、当該研究機関に証拠となるような資料等の保全を要請する。

- 2 最高管理責任者は前項の措置に影響しない範囲内において、被通報者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告等)

第23条 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

- 2 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査中における一時的執行停止)

第24条 当該告発が研究費の不正経理等に関するものであった場合、最高管理責任者は、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでは、通報された研究活動に係る研究費の執行・支出を停止することができる。

- 2 前項の措置をする場合、当該研究費の配分機関と十分協議しなければならない。

第3節 不正行為の認定

(認定)

第25条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、関与した者及びその関与の程度、不正経理の相当額等について認定を行う。

- 2 前項で、不正行為が行われなかつたと認定する場合であつて、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。
3 前項の認定を行うに当たつては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の際の留意点)

第26条 調査委員会は、被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならない。
3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。
4 調査委員会は、被通報者が研究データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定する。

(調査結果の通知)

第27条 調査委員会は認定を終了した場合、直ちに最高管理責任者に報告する。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、速やかに調査結果を通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、調査結果、不正発生要因、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
- 4 前項の規定にかかわらず、研究費の不正経理に係る事案については、最高管理責任者は、通報を受け付けた日から起算して210日以内に、前項の調査結果等を含む最終報告書を配分機関に提出する。やむを得ず、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 5 悪意に基づく通報との認定をした場合、通報者が所属する他の研究機関等にも通知する。
- 6 最高管理責任者は、研究費の不正経理に係る調査については、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする

（不服申立て）

第28条 不正行為を認定された被通報者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者についても、前項に準じて取り扱う。
- 3 被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、最高管理責任者は通報者に通知する。
- 4 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
- 5 不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも前2項と同様とする。

（不服申立ての審査）

第29条 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（前項により調査委員会に代えて、他の者に審査させる場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 3 当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。
- 4 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。

- 5 調査委員会が再調査を開始した場合は、開始日から起算して概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

(悪意に基づく通報と認定された場合の不服申立ての審査)

第30条 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者から第28条第2項の規定による不服申立てがあった場合、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。
- 3 第1項の不服申立てについては、調査委員会（前条第1項により調査委員会に代えて、他の者に審査させる場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立てのあった日から起算して概ね30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。
- 4 最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

第4節 調査後の措置

(調査結果の公表)

第31条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項の公表する内容には、次の各号を含むものとする。
 - (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
 - (2) 不正の内容
 - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員の氏名・所属
 - (5) 調査の方法・手順等
- 3 前項について合理的な理由がある場合は、不正行為に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができます。
- 4 不正行為が行われなかつたと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。
- 5 前項ただし書の公表の内容には次の事項を含むものとする。
 - (1) 被通報者の氏名・所属
 - (2) 調査委員の氏名・所属
 - (3) 調査の方法・手順等
- 6 悪意に基づく通報の認定があったときは、その調査結果を公表する。

(通報者等に対する措置)

第32条 最高管理責任者は不正行為が行われたとの認定があった場合は、以下の各号の措置をとる。

- (1) 不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された研究活動について責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。
 - (2) 被認定者が、本学に所属する職員の場合は国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）に基づき、所定の手続きにより適切な処置を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
 - (3) 研究費の私的流用や本学の信用を著しく傷つける行為等、悪質性の高い事案については、本学諸規則等に定める措置のほか、刑事告発や民事訴訟等法的手続きをを行うことがある。
- 2 研究費の不正経理に係る被認定者は、当該研究費等を返還しなければならない。
 - 3 被認定者は、第21条第5項により再現性を示すために本学が負担した経費を返還しなければならない。
 - 4 調査の結果、不正行為が行われなかつたと認定された場合は、調査に際してとつた研究費の執行・支出の停止を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
 - 5 調査の結果、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が本学所属職員である場合は、職員就業規則に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うこととする。この場合において、本学は通報者に対し、再現性を示すために本学が負担した経費について負担を求めることがある。

第4章 研究費の運営・管理等

(研究費の適正な運営・管理活動)

第33条 研究費の事務処理手続に関しては、研究費を受け入れた研究者（以下「研究経費責任者」という。）が責任を有し、不正防止計画を踏まえ、研究費の適正な執行を自ら行わなければならない。

- 2 前項を実施するため、研究経費責任者は、定期的に研究費の執行状況を確認しなければならない。
- 3 前項において、執行に何らかの問題がある可能性を認識した担当事務職員等は、必要に応じて研究経費責任者に対して執行上の問題点を確認するとともに、必要な場合は改善を求めることができる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、自己の管理する部局等において癒着を防止する対策を講じる。
- 5 国立大学法人東京医科歯科大学会計規程に定める経理責任者は、物品等において、物品検収センターによる検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施する。

6 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等）に関しては、内容に応じ適切に検収する。

（不正取引業者への処分）

第34条 最高管理責任者は、不正な取引に関与した疑いのある業者について、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項の規定に基づき取引停止等審査委員会に対し、審査及び必要な措置を行わせることができる。

2 最高管理責任者は、取引業者に対して別に定める誓約書の提出を求める。

（研究費による被雇用者の労務管理）

第35条 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督する部局等において、研究費により雇用した者の労務管理関係書類・勤務内容の確認等を定期的に行わなければならない。この場合、一定割合の抽出による勤務場所の巡回を併せて実施する。

（換金性の高い物品）

第36条 研究経費責任者は、国立大学法人東京医科歯科大学物品管理要領の規定に係らず、換金性の高い物品について当該研究費で購入したことを明示し、また、取得価格の多寡に依らず、所在がわかるよう管理しなければならない。

（出張申請の実行状況等）

第37条 研究経費責任者は、研究者の出張申請の実行状況等の把握・確認をし、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないか等も含め、用務の目的や受給額の適切性を確保し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行わなければならない。

（相談窓口）

第38条 本学における研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付けるため、相談窓口を財務部及び統合研究機構事務部に置く。

2 相談窓口の名称は研究費使用相談窓口とする。

（実務担当者の情報共有・研修）

第39条 推進部署及び前条の相談窓口は、相談等を通じて蓄積された事例を整理・分析し、実務担当者間の情報共有・共通理解の促進のための取組を行う。

2 推進部署は、モニタリングの結果等とともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規則等の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックさせる。

（内部監査）

第40条 監査室は、国立大学法人東京医科歯科大学内部監査規則（平成17年規則第25号）に基づき内部監査を実施する。

2 研究費の運営・管理に係る内部監査の実施に関しては、前項に定めるもののほか、次の各号に

掲げる事項に留意して実施するものとする。

- (1) 毎年度定期的に、会計書類の形式的要件等が具備されているか等、財務情報に対する監査を一定数実施すること。
 - (2) 研究費運営・管理体制及び不正経理防止体制を検証すること。
 - (3) 不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ち等を含めた機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施すること。
 - (4) 不正発生要因の情報の提供を受ける等、推進部署と緊密に連携すること。
 - (5) 過去の内部監査や、モニタリングの実施によってコンプライアンス推進責任者が把握した不正発生要因に応じて、監査計画を隨時見直し、効率化や適正化を図ること。
 - (6) 監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法等について定期的に意見交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施すること。
- 3 内部監査、モニタリングで得られた結果について、コンプライアンス教育の一環として大学内に周知し、同様の事案を繰り返すことのないよう再発防止を徹底する。

附 則

この規則は、平成27年1月22日から施行する。

附 則（平成27年5月21日規則第131号）

この規則は、平成27年5月21日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月19日規則第59号）

この規則は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月1日規則第76号）

この規則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年11月26日規則第141号）

この規則は、令和2年11月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月26日規則第78号）

この規則は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月28日規則第71号）

この規則は、令和5年3月28日から施行する。

附 則（令和5年11月28日規則第133号）

この規則は、令和5年11月28日から施行する。

別表（部局長等一覧）

部　　局	部局長等	備　　考
統合研究機構、 高等研究院	統合研究機構長	機構の各センターを 含む
統合イノベーション機構、 M & D データ科学センター	統合イノベーション機構長	機構の各センターを 含む
統合情報機構	統合情報機構長	
統合国際機構	統合国際機構長	
統合教育機構	統合教育機構長	
大学院医歯学総合研究科（医学 系）、医学部	医学部長	
病院	病院長	
大学院医歯学総合研究科（歯学 系）、歯学部	歯学部長	
大学院保健衛生学研究科	保健衛生学研究科長	
教養部	教養部長	
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所長	
難治疾患研究所	難治疾患研究所長	
学生支援・保健管理機構	学生支援・保健管理機構長	
スポーツサイエンス機構	スポーツサイエンス機構長	